## 学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏 名

(男・女)

		生年月日	半队	牛	月	日生まれ	
□ 下記の疾患	に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもと	づき療養を持	指示して	いまし	たが、	感染の	
おそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。							
第1種感染症				)[ 治瘡	<u>[</u>		
第2種感染症	□インフルエンザ ( A型 ・ B型 ) 発病後5日かつ解熱後3日経過 □麻しん [ 解熱後 3 日経過 ] □風しん [ 発疹消失 ] □水痘 [ すべての発疹の痂皮化 ] □咽頭結膜熱 [ 主要症状消褪後2日経過 ] □流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺 の腫脹 が発現したあと5日経過しかつ 全身状態が良好 ] □百日咳 [ 特有の咳 が 消失 または 5日間の適正な 抗菌性物質製剤 療法が終了 ] □結核 [ 感染のおそれなし ] □ 髄膜炎 菌 性髄膜炎 [ 感染のおそれなし ]						好]
第 3 種感染症 [感染のおそれなし]	□流行性角結膜炎 □急性出血性結膜炎 □腸管出血性大腸菌感染症(*)(*) 便 の細菌培養に □コレラ □細菌性赤痢 □腸チフ	おいて 2 回陰性だ <b>'ス</b> ロ			·るのがー	般的である.	
◆第3種その他の感染症 [ ①~④は、 <u>出席停止により感染拡大防止効果があるもの</u> ]							
[	□ ① A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (溶連菌感・□ ② アデノウイルス感染症 □ ③ 感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイ □ ④ 急性細気管支炎 (主として RS ウイルスその他、個人の療養効果を重視した感染症 ]	ルス、アデ 感染によると	と考えら	れるも		もの)	
	マイコプラズマ感染症 / 異型肺炎・単純ヘルペス	<b>圏肉口内炎・</b>	市状泡粉	> · (		)	
	の確定には至っていませんが、下記のような病状 ・登園は不適切であると判断します .	から「感染の	のおそれ	なし」	と判断	できず、	
血液・粘液を含む便 この 24 時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛 がんこな咳漱 唾液腺の腫大 口 その他の意見 :							
			平成	年	月	日	
医療機関名 :							
	— (1) (A) (1) E						

診察医師 ( 診察した医師に限る ):